

令和7年度第1回千歳市卸売市場運営委員会 議事概要

日 時：令和7年12月22日（月）13:30～14:30

場 所：千歳市公設地方卸売市場 大会議室

出席者：＜委 員＞ 野澤委員、石川委員、及川委員、中根委員、伊林委員、齊藤委員、
吉村委員、中村委員、宿利委員
欠席：多田委員、遠藤委員、前野委員

＜事 務 局＞ 松崎産業振興部長、松原産業振興部次長
朱田公設卸売市場長、佐藤管理係長

1 開会

2 挨拶

松崎部長

3 会議の公開、会議録の作成について

事務局から、資料「会議の公開と会議録の作成に関する諸規定（抜粋）」に基づき説明した後、委員長から本日の会議は公開とし、会議録の作成方法は発言内容を要約して記録する旨を提案し、委員会として、これを決定した。

4 議事事項：千歳市公設地方卸売市場の概要について

事務局から、資料1「千歳市公設地方卸売市場の概要について」に基づき説明を行った。

＜質疑応答＞

（委 員）先ほど、千歳市場に出荷している生産者の説明があったが、千歳市場の現状における、青果物の集荷状況はどのようになっているのか伺いたい。

（事務局）青果物については、夏場は市場周辺産地から地場産のものを多く集荷し、冬場は全国の市場や産地から安定的に生鮮食料品を市場へ集荷している。

なお、青果物の集荷先は農協などの出荷団体、生産者個人、商社や他市場仲卸業者などがあり、卸売額の約半分が市場周辺産地からの集荷、残り半分が、商社や他市場仲卸業者からの転送により集荷している状況である。

5 議事事項：千歳市公設地方卸売市場業務規程の改正について

事務局から、資料2「千歳市公設地方卸売市場業務規程の改正について」に基づき説明を行った。

＜質疑応答＞

（委 員）今後市場内で公表される事項の中に商習慣見直しなどの努力義務について言及されているが、取り組みが不十分な場合は、なにか罰則があるのか伺いたい。

（事務局）取引に関する協議自体は現在も実施していると思うが、今後も引き続き行う必要があり、努力義務の適確な実施を確保するために、必要に応じて国等から指導・助言が行われる場合があり、実施状況が著しく不十分な場合は、国が勧告・公表を実施すると聞いている。

なお、協議の対象は、コスト指標が作成された品目だけで無く、全ての指定飲食物品に及ぶため、その点を留意する必要がある。

(委員)費用等の考慮を求める事由を示した協議等が不十分であるような取引があった際は、どのように国へ報告する流れになるのか。

(事務局)取引の当事者から直接、国(農水省)へ相談することになる。
具体的な相談窓口については調整中とのことであり、来年4月までに国から周知される予定と聞いている。

(委員)「商習慣の見直し」とあるが、この場合の商習慣とはどのようなものを指すのか伺いたい。

(事務局)取引の場においての生産コストを度外視した価格での交渉やその他持続的な供給に影響がある価格を求めること、また不当に返品するなどの不誠実な対応を指す。

6 その他

事務局から、今後の市場施設整備の方向性については個別に再整備を進めるのではなく「千歳市公共設備等総合管理計画」の個別施設計画として位置付けられ策定される「(仮称)千歳市集会施設等個別施設計画(案)」で対象とする施設として定めていくこととし、個別施設計画において「検討」となっている方向性については10年以内に見直しを行うことについて説明した。

委員からの意見、質問は特になし。

以上